

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月1日（火）午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 （19名）

農業委員 (8名)

会長

8番 榊原 照博

1番 野口 敏春

2番 西村 正史

3番 川下 始

4番 川崎 豊洋

5番 福江 晋

6番 市丸 義則

7番 中島 政秀

農地利用最適化推進委員 (11名)

笹本 和彦

池田 信文

江下 久子

田島 一昭

蕪竹 敏治

大岡 利昭

内田 圭一郎

浦田 進

内田 秀敏

三原 仁

田久保 孝一

欠席委員 (農業委員0名)

(推進委員0名)

4. 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告の取り消しについて
報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可不要届について
議案第 88 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について
議案第 89 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による証明願について
議案第 90 号 農地法第 5 条の規定による許可申請審議について
議案第 91 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地
利用集積等促進計画（案）の意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 片山 博文
農地係長 大岡 寿憲
主 事 増山 心美

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	おはようございます。ただ今から第 25 回農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は、農業委員 8 名、推進委員 11 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 今回の議事録署名者ですが、5 番の福江委員と 6 番の市丸委員よろしくお願いします。 さっそく審議に入りたいと思います。 本日の提出議案は、議案第 88 号 4 件、議案第 89 号 1 件、議案第 90 号 2 件、議案第 91 号 3 件となっています。 それでは引き続き報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による解約報告の取り消しについて、事務局より報告をお願いします。
事務局	(報告)
議長	事務局の報告が終わりました。 報告内容について、何かご意見ございませんか。

	(意見なし) ご意見等無いようなので、報告第1号1番及び2番について追加の指導等は実施いたしません。 続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可不要届を1件受理したので、事務局より報告をお願いします。
事務局	(報告)
議長	事務局の報告が終わりました。 現地を確認された中島農業委員及び蕪竹推進委員から補足等あればお願いします。
中島委員	おはようございます。 この件につきましては、県との取引ということで、貸付人の〇〇さん、〇〇さんについては、農林事務所の方に一任していますので問題ないと思いますとお話いただきました。 その中で、農林事務所の担当の〇〇さんともう一方の2名の方と26日に会いまして、現地で蕪竹推進委員とともに内容を確認しております。 それで、特に問題ないと思います。以上です。
蕪竹推進委員	先ほど中島委員も言われた通りでございます。私からはありません。
議長	それでは、報告第2号1番について何かご意見ございませんか。
	(意見なし)
議長	ご意見等無いようなので、1番について追加の指導等は実施いたしません。 続きまして、議案第88号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては別添の調査にあります通り、農地法第3条

議長	第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員、池田推進委員、中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	報告します。〇〇さんは町外に住まれている、電話で６月２４日に確認しました。 後で、〇〇さんから聞いた内容と一致しておりまして、〇〇さんは県外で、会社に勤められていて、近いうちにそこを辞められて太良に移住予定と聞きました。 〇〇さんは、〇〇さんの姪ということで、こちらで農業をすることに興味を持っているということです。 それと、〇〇さんとは、２９日に、池田推進委員と一緒に現地を確認しました。 ２７４と２３４ですが、２３４は段差があります。２７４はフラットですけれども、この２筆は草刈してありました。 それと、６６９８と６８７４、この２筆については、雑木林まではなっていないですけれども雑草化していました。以上です。
池田推進委員	２３４は、見た目は２枚ですけど、実際には３枚です。 それから、６８７４ですけど、私の記憶では２０年以上前から荒れ放題だと思います。それと、６６９８は、斜面になってるので、農作業に慣れていない人が利用できるのかという心配はあります。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは、議案第８８号、１番についてご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第８８号１番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。

事務局	したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、2番について事務局の説明を求めます。 (議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された中島農業委員及び大岡推進委員から調査報告をお願いします。
中島委員	6月26日に調査をさせていただきました。 立ち会いとして、譲渡人の〇〇さん、譲受人の〇〇さん、大岡推進委員、私の4名で確認をしました。 7026-1は、斜面になっていて、雑木等がありましたので、重機で開いてある程度はフラットにしたいということでした。 最初はみかんを植えるということでしたが、つるものを作ろうかということで、かぼちゃとかが良いんじゃないですかと、大岡推進委員からアドバイスをいただきました。 7026-5は、蔵が良くとれるそうで、草刈りをすればすぐにでも耕作できる感じではありましたが、その辺の兼ね合いでどうしようかと迷っておられました。 どっちにしても、何か作物は作ってもらわないといけないですよということは伝えていきます。以上です。
大岡推進委員 議長	今、中島委員が言われた通りです。以上です。 調査報告が終わりました。 それでは議案第88号2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第88号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)

議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、川下農業委員及び田久保推進委員から調査報告をお願いします。
川下委員	この件につきましては、6月28日に〇〇さん、〇〇さん、そして私と田久保推進委員4人で、現地を確認させていただきました。 ここは、何年か前から〇〇さんが、野菜を作るというような話をされていました。この〇〇さんと〇〇さんは、親戚関係にあり、荒らすより何か野菜でも作りますということです。以上です。
田久保推進委員	川下農業委員の言われた通りで、私からは何もありません。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第88号3番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決をとります。 議案第88号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は原案どおり認められました。 続きまして、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明)

議長	なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 事務局の説明が終わりましたので、調査された、江下推進委員から調査報告をお願いします。
江下推進委員	6月29日に、会長と田島推進委員と私の3人で現場を見てから、それぞれの家に会いに行きました。 〇〇さんからは、以前、小作料は無しでいいから探してくださいと言われていました。 〇〇さんも、自分が作りきらないから、誰か探してくださいと言われていました。 そして、今回、〇〇さんが行かれたら〇〇さんは、気持ちでいいからくださいと言われたんですよ。〇〇さんも、5袋いるからくださいと。 そういう意味で、何か話が私たちに言う時と違うなあと思っていて、簡単にはいかないと思いました。
田島推進委員	〇〇さんに、内容確認で聞いたら、もうこれで今年は作りますということです。以上です。
議長	続けて私からですけど、以上の報告のようなことになりましたので、よろしくお願いします。 調査報告が終わりました。 それでは議案第88号4番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第88号4番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、4番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第89号、農地法第4条第1項第8号の規定による証

事務局	明願いについて、別紙関係人より証明願を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは1番について、事務局の説明を求めます。 (議案説明) 申請面積が200㎡未満の転用となるので、農地法第4条第1項第8号の案件になります。 申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であると判断されます。 また、今回は農作業道路及び駐車場であり、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第4条第6項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された西村農業委員及び笹本推進委員から調査報告をお願いします。
西村委員	調査報告いたします。 調査につきましては、6月27日に、申請人のお父さんの立ち会いのもと、笹本推進委員と私と3人で確認をしています。 この場所につきましては、すでに砂利が敷き詰められていて駐車場のようになっています。細長い形状から、このすぐ前の道路がとても狭いということで、道路の拡張の意味も含まれていますという話を聞いています。 この場所につきましては、主に消毒などの農作業の時、トラック等止めて利用しているということです。 以上です。
笹本推進委員	ここは今、バラスを敷いてありますけど、お金があれば、将来舗装か生コンで綺麗にしたいなということで言われました。 そして、周りにハウスがあるので、ハウスのビニールを張るときに、人夫さんとかの駐車場にされていて、周りから感謝されているという感じでした。以上です。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第89号1番について、ご異議ご意見ございませんか。

議長	(異議なし) 異議なしと認め、議決をとります。 議案第89号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。
議長	(挙手多数) 挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は許可相当と認め、証明書を発行します。 続きまして議案第90号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。 また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、川下農業委員及び田久保推進委員から調査報告をお願いします。
川下委員	この件につきましては、6月28日に、〇〇さん、〇〇さん、私と田久保推進委員の4人で、現地確認しました。 ここは、三方に雨水のための溝が作ってあります。 周囲は、斜面になっていて、崩れないように2段にしています。それで、法面にはシートを張るということです。 対価については、250万と書いてありますが、間違いはないということです。以上です。
田久保推進委員	隣接している宅地の間を歩いてきましたけど、ちゃんとした水路がありました。それで、段をつけてあったので水に関しては問題ないと思います。

議長	以上です。 調査報告が終わりました。 それでは議案第 9 0 号 1 番について、ご異議ご意見ございませんか。
西村委員	以前の議案にもあったわけですけど、宅地にする場合、土地の広さが問題になったと思います。 当然、調査の注意点にも申請面積の妥当性ということで、転用面積に対して農地が広すぎないかとかあったと思います。 そういうことを比較しても、かなり広いような感じがしています。 この配置図等を見た場合、面積の妥当性として、どのぐらいまで許容範囲としてみるのかお尋ねします。
事務局	面積の妥当性についてはケースバイケースです。案件ごとに見てもらえないです。 どれくらいというのを決めることはできないので、今回の場合は、家屋自体は小さいですけども、家の裏側は段になっているので、農地としては利用できないので、利用不可となりますので、妥当性的には問題ないと思っています。
事務局	補足ですが、配置図を見てみると、この農地自体は三方傾斜、家屋が配置されている北側、西側、東側は全部斜面になっています。 そういった現場の状況とかを勘案して、斜面等があった場合、そこは宅地としても利用できない、畑としても狭く耕作もできないという判断のもとに、今回受付をしている状況です。 そういったことで、一概にこの面積に対して妥当性の面積が何平米という決め方じゃなく、転用申請される農地の状況に従ってケースバイケースで受け付けをするのかと、事務局で判断して議案に上げていくということです。
議長	他にありませんか。 (なし)
議長	それでは議案第 9 0 号 1 番について、ご異議ご意見ございませんか。

議長	(異議なし) 異議なしと認め、議決を取ります。 議案第90号1番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。
議長	(挙手多数) 挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地で、第2種農地であると判断されます。 また、その場所以外の代替地も想定できず、申請面積規模が必要最小限であること、また、土砂の流出や崩壊などの排水関係の処理に関しては特に問題は無く、農地法第5条第2項各号に該当する事項は認められません。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された野口農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
野口委員	29日に、〇〇さん、〇〇さん立ち会いのもと、池田推進委員と確認したところです。 北側にある家に対しての駐車場ということで、今回、出されたわけですが、狭くて何か作ってあるような感じではありませんでした。 排水関係についても問題ありませんでした。 対価については、家と一緒にということで相談しているという話でした。以上です。
池田推進委員 議長	私からは特にありません。 調査報告が終わりました。 それでは議案第90号2番についてご異議ご意見はありませんか。 (異議なし)

議長	異議なしと認め、議決を取ります。 議案第 9 0 号 2 番について、許可相当であると判断する方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長	挙手多数と確認いたしました。 したがって、2 番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。 続きまして議案第 9 1 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見について、佐賀県農地中間管理機構より農用地利用集積等促進計画書（案）を受理したので、審議並びに意見を求めます。 お諮りします。 次の議案第 9 1 号 1 番から 3 番は、借り手が同じで関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは、一括して事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された福江農業委員及び内田推進委員から調査報告をお願いします。
福江委員	2 6 日に、私と内田推進委員と〇〇さんと現地を確認してきました。 もうすでに、玉ねぎを収穫した後で、緑肥ということで植えた状態でありました。 〇〇さんと、〇〇さんと〇〇さんは、現地には来ないで、家の方に行って、内容等間違いないですかと確認をして、よろしく願いますということでした。

	そして、〇〇さんは5年間ということで、どうして短いのかと確認したところ、子どもさんが定年したらひょっとするかもわからないということで5年ということでした。 あとは、10年ということで、〇〇さん大丈夫ですかと尋ねたところ、娘婿が後であるかもしれないということでした。以上です。
内田推進 委員 議長	特に私からはありません。 調査報告が終わりました。 それでは議案第91号1番から3番について、ご異議ご意見ございませんか。
議長	(異議なし) 異議なしと認め、議決をとります。 議案第91号1番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
議長	(挙手多数) 挙手多数と確認いたしました。 したがって、1番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第91号2番について、申請内容に問題ないと判断する方は挙手をお願いします。
議長	(挙手多数) 挙手多数と確認いたしました。 したがって、2番は原案どおり認められました。 続きまして、議案第91号3番について、申請内容に問題ないと判断する方は、挙手をお願いします。
議長	(挙手多数) 挙手多数と確認いたしました。 したがって、3番は原案どおり認められました。

議長	以上で、本日の議案の審議及び調査報告はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、ご発言等があれば挙手をお願いいたします。 (なし) よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第25回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。お疲れさまでした。
----	--

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 7 年 7 月 1 日

会 長 榊 原 照 博

議事録署名者 福 江 晋

議事録署名者 市 丸 義 則